

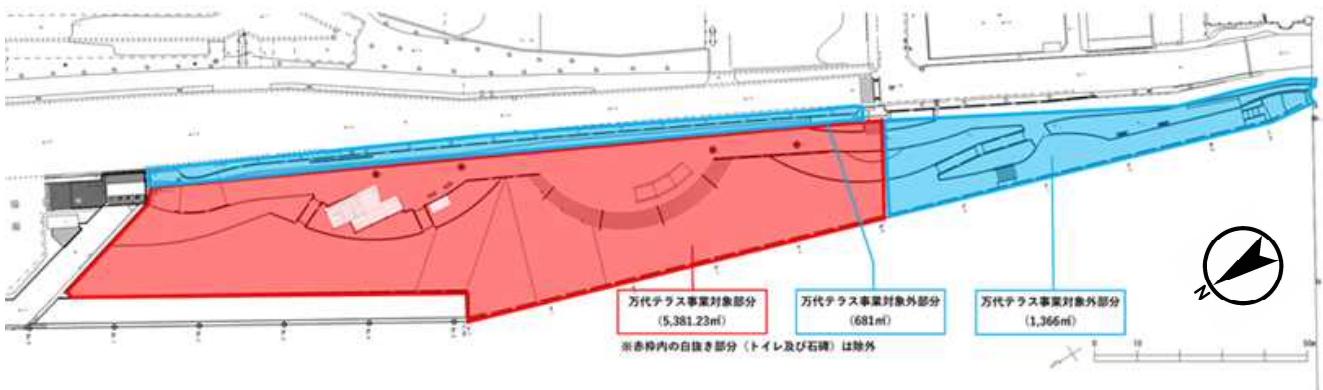
令和6年9月5日
交通政策局港湾振興課

万代テラス 長期貸付事業者の募集を開始します

万代島地区の港湾緑地の一部である「万代テラス」では、港湾法改正により創設された港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）を活用して長期的な貸付を行い、収益施設と公共部分を一体的に整備及び管理運営を行う事業者を募集します。

これにより、万代島地区に更なる賑わいを創出させるとともに、新潟市の都心部のまちづくり「にいがた2km」の取組との連携により、まちなかの活性化を図ります。

1. 貸付内容等

○貸付面積：5,381.23 m²（下記図面赤枠内）

○契約期間：30年未満の範囲内で事業者提案

※募集要項は下記のアドレスからご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kowanshinko/bandaiterrace-tyoukikashitsuke.html>

2. スケジュール（予定）

令和6年9月5日（木）	募集公示（企画提案書提出〆：同年11月15日）
12月上旬	審査委員会・事業者予定者決定
12月～ 令和7年2月	港湾環境整備計画 認定申請・国交大臣同意・公衆縦覧
3月	計画認定・公表・貸付契約締結

【問い合わせ先】

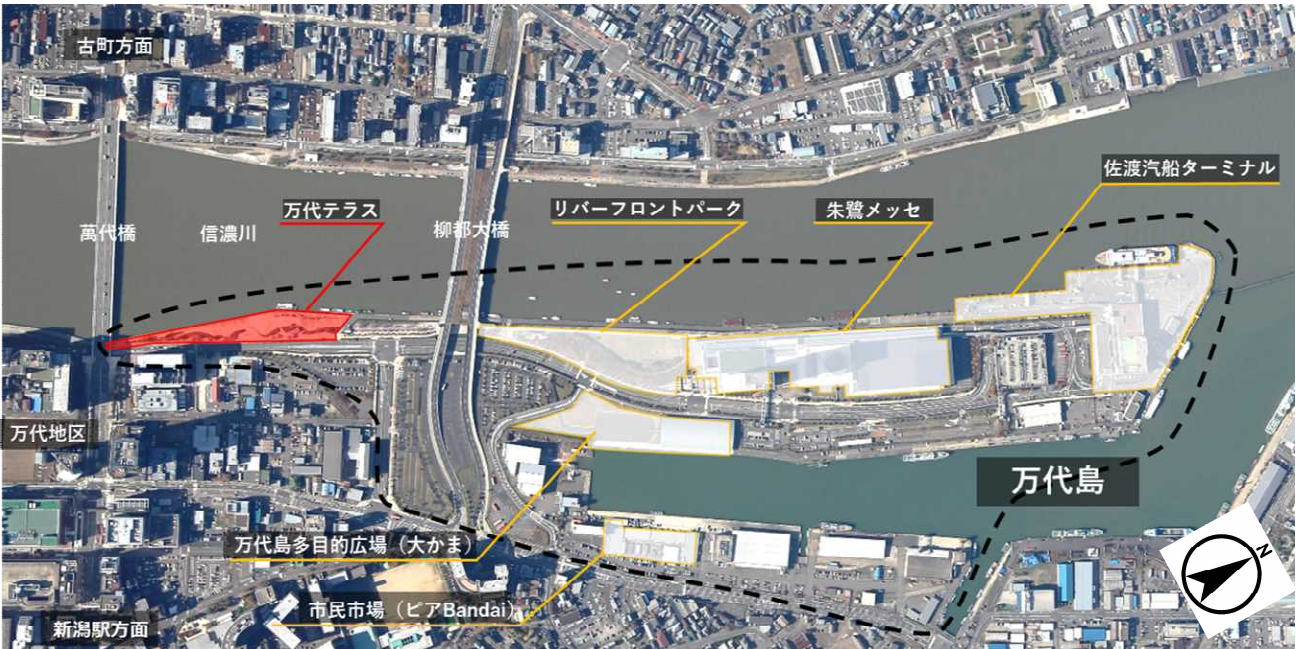
港湾振興課 石井・村尾

（直通）025-280-5100 （内線）3450・3465

【参考】

●万代テラス位置図

- ・住所
新潟市中央区万代3丁目2526-2



●港湾環境整備計画制度（みなと緑地 PPP）概要

港湾緑地において収益施設を整備するとともに、当該施設から得られる収益を還元して港湾緑地の再整備を行う民間事業者に対し、港湾管理者が行政財産である港湾緑地の貸付を行うことを可能とする認定制度。（令和4年度の港湾法改正により措置）

港湾緑地等において、**収益施設(カフェ等)の整備**と当該施設から得られる**収益を還元して緑地等のリニューアル**を行う民間事業者に対し、**緑地等の行政財産の貸付**を可能とする認定制度を措置



【期待される効果】

- 民間資金を活用することで、緑地等の整備、管理にかかる**財政負担の軽減**
- 民間活用の更なる推進により、**水際線を生かした質の高い賑わい空間を創出**

制度概要：港湾環境整備計画を港湾管理者が認定・公表
 港湾緑地等の行政財産の貸付け
 事業期間：概ね30年以上
 条件：収益の一部を公共還元
 （港湾緑地等のリニューアルや維持管理）



資金	民間資金	公共資金
	民間資金	公共資金
収益	民間資金	公共資金
	民間資金	収益を充当 公共資金

民間事業者が収益施設と公共部分を一体的に整備・運営

（出典：国土交通省）